

岐阜女子大学GPA制度に関する要項

(目的)

第1条 この要項は、岐阜女子大学（以下「本学」という。）におけるグレードポイントアベレージ（以下「GPA」という。）に関し必要な事項を定め、学生の学修意欲の向上及び適切な学修指導に資することを目的とする。

(定義)

第2条 「GPA」とは、各授業科目5段階の成績評価に対応して4～0のグレードポイント（以下「GP」という。）を付与して算出する1単位あたりのGP平均値をいう。

2 GPA対象授業科目は、次の各号に掲げる授業科目とする。

(1) 100点を満点として成績評価されるすべての授業科目

(2) 本学在学中に、他の大学において履修した授業科目又は外国の大学（短期大学を含む。）において学修した成果・履修した授業科目であって、第1号の要件を満たす授業科目

(3) 本学入学前及び他の大学（短期大学、高等専門学校を含む。）において履修した授業科目又は外国の大学（短期大学を含む。）において学修した成果若しくは履修した授業科目であって、本学における授業科目の履修により修得したものとみなされた授業科目であり、かつ第1号の要件を満たす授業科目

(4) 短期大学、高等専門学校等及び文部科学大臣が別に定める学修を本学の定める授業科目の履修とみなし、単位を与えられた授業科目であって、第1号の要件を満たす授業科目

3 GPA対象外授業科目は、次の各号に掲げる授業科目とする。

(1) 成績評価が点数によらない以下の科目

①合格か不合格かだけを判定する授業科目

②編入学又は転入学した際の単位認定科目

③本学入学前に修得した単位認定科目

④他大学等との単位互換等で修得した科目

⑤その他、点数によらない科目

(2) 未入力又は保留の授業科目

(3) 教養教育科目のうち指定した科目

(4) 専門教育科目のうち、各学科・専攻が指定した科目

(成績評価およびGP)

第3条 学則で定める成績評価並びにGPは、次のとおりとする。

(1) 秀S (90～100) GP=4

(2) 優A (80～89) GP=3

(3) 良B (70～79) GP=2

(4) 可C (60～69) GP=1

(5) 不D (0～59) GP=0

(6) 欠E (試験欠席) GP=0

(7) 失F (出席日数不足による失格) GP=0

- (8) 禁L (禁止行為) GP=0
(9) 認N (認定) GP=対象外
(10) 保K (保留) GP=対象外

(GPAの種類及び計算方法)

第4条 GPAは、第2条第2項各号に定めるGPA対象科目について、当該学期に履修した授業科目ごとに算出した学期GPA及び入学時から現在までの学期を累積した累積GPAに区分し、各区分の計算方法はいずれも次のとおりとし、計算値は小数点以下第2位を四捨五入して表記するものとする。

$$GPA = (4 \times S \text{の修得単位数} + 3 \times A \text{の修得単位数} + 2 \times B \text{の修得単位数} + 1 \times C \text{の修得単位数}) \\ \div \text{総履修登録単位数}$$

(不合格科目の取扱)

第5条 不合格と評価されたのち再試験を受験した場合、従前の成績評価は、再試験後の成績評価のGPに置き換えることとする。

2 不合格と評価された後、再履修した科目の従前の成績評価のGPの取り扱いについては、学期GPAの計算式からは除外し、累積GPAの計算式には含むものとする。

(履修の取消)

第6条 一度履修登録した科目であっても、受講目的が達成されないなどの理由により履修を取り消すことができる。

2 履修の取り消しは、別に定める履修取り消し期間に行うことができる。但し、履修取り消し期間内に手続きを行わない場合は、当初申請した履修科目が成績評価の対象となる。

3 前項の規定にかかわらず、病気・事故等やむを得ない事情による場合は、履修取り消し期間以降においても履修を取り消すことができる。

4 履修登録変更期限までに履修登録を取り消した場合及び、特に履修登録の変更が必要と認めた場合を除き、履修を放棄した科目の成績は第3条第7号に規定する失格として扱う。

(GPAの通知及び記載)

第7条 GPAの学生及び保護者への通知は、学期GPA及び累積GPAを記載した成績表により行う。

2 累積GPAは、成績証明書に記載する。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、GPAの取扱いに関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

1 この要項は、平成25年4月1日から施行する。

2 編入学生については、前項の規定に関わらず、編入する学年の者に準ずる。